

行政手続制度の運用に係る調査票
不利益処分(水道局)

No.	不利益処分に係る事務	根拠法令	根拠条項	処分基準の設定状況		所管課	連絡先	備考
					未設定理由			
1	行政財産の使用許可の取り消し	地方自治法	238の4-6		事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することは困難である。	行政財産ごとに申請窓口が異なる	総務課 管財契約係 0246(22)9315	
2	指定給水装置工事事業者の指定取消し	水道法	25の11			給水課	水装置係 0246(22)9308	